イ　経営状況が健全であること。
ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。
エ　「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく１級建築士事務所の登録を行っていること。
オ　平成14年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気分野・機械分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
※　「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野を担当する者は１級建築士、構造分野を担当する者は構造設計１級建築士、電気分野・機械分野を担当する者は設備設計１級建築士又は建築設備士とする。
ａ　建物用途　大学校舎、研究施設、病院、庁舎
ｂ　建物規模　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上６階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上（主任担当技術者にあっては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務）

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成29・30年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。
なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建築一式工事1,200点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は1,000点とする）
ｂ　電気工事900点
ｃ　管工事900点
イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
ウ　平成14年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建物用途　大学校舎、研究施設、病院、庁舎
ｂ　建物規模　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上６階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事）
エ　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。
ａ　建築一式工事
ｉ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ii　平成14年度以降に元請として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
iii　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
ｂ　電気工事
ｉ　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ii　平成14年度以降に元請として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
iii　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。
ｃ　管工事
ｉ　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ii　平成14年度以降に元請として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
iii　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

③　工事監理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　２(1)３）①アに同じ。
イ　２(1)３）①イに同じ。
ウ　２(1)３）①ウに同じ。
エ　２(1)３）①エに同じ。
オ　平成14年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気分野・機械分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
※　「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、２(1)３）①オに同じ。
ａ　建物用途　大学校舎、研究施設、病院、庁舎
ｂ　建物規模　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上６階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上（主任担当技術者にあっては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務）

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学において平成29年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ又はＢの等級に格付けされている者であること。
イ　平成14年度以降に元請として、下記ａに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ａ　建物規模　延べ面積10,000㎡以上

⑤　運営に当たる者及び民間付帯施設（任意）事業に当たる者の資格等要件は問わない。